

# ○国立大学法人金沢大学個人情報開示請求等取扱規程

平成17年4月1日

規程第370号

## 第1章 趣旨

### (趣旨)

第1条 国立大学法人金沢大学及び金沢大学(以下「本学」という。)の保有する個人情報に係る開示請求等に関する取扱いについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## 第2章 開示

### (開示請求の手続)

第2条 本学に対し、法第12条の規定により保有個人情報の開示を請求する者(以下「開示請求者」という。)は、別紙第1号様式の「保有個人情報開示請求書」(以下「開示請求書」という。)により請求するものとする。

### (本人確認)

2 開示請求者は、本人であることを証明するため、別紙に定める書類を提示し、又は提出するものとする。

### (開示請求書の補正)

3 本学は、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供して、その補正を求めるものとする。

### (開示請求に対する措置)

第3条 本学は、法第18条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、別紙第2—1号様式又は別紙第2—2号様式により当該開示請求者に通知するものとする。

2 本学は、法第18条第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、別紙第2—3号様式により当該開示請求者に通知するものとする。

### (開示・不開示の決定の期限)

第4条 本学は、事務処理上の困難その他の理由のため、法第19条第2項の規定により開示・不開示等の決定の期限を延長するときは、別紙第3号様式により当該開示請求者に通知するものとする。

2 本学は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、法第20条の規定により開示・不開示等の決定の期限を延長するときは、別紙第4号様式により当該開示請求者

に通知するものとする。

(他の独立行政法人等への事案の移送)

第5条 本学は、法第21条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等に移送するときは、別紙第5—1号様式により他の独立行政法人等に、別紙第5—2号様式により当該開示請求者に通知するものとする。

(行政機関の長への事案の移送)

第6条 本学は、法第22条第1項の規定により事案を行政機関の長に移送するときは、別紙第6—1号様式により行政機関の長に、別紙第6—2号様式により当該開示請求者に通知するものとする。

(第三者からの意見聴取)

第7条 本学は、法第23条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙第7—1号様式又は別紙第7—2号様式により当該第三者に通知するものとする。

2 本学は、法第23条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第8号様式により当該第三者に通知するものとする。

(開示の実施)

第8条 保有個人情報の開示の方法については、国立大学法人金沢大学情報公開取扱規程第5条第2項の規定を準用する。

2 保有個人情報の開示は、本学が定める場所において実施するものとする。

3 開示を受ける者が写しの送付による開示の実施を希望する場合は、これを送付するものとする。この場合において、開示を受ける者から、郵送料を郵便切手で受領するものとする。

(開示の実施方法等申出書)

第9条 保有個人情報の開示を受ける者は、別紙第9号様式の「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出るものとする。

### 第3章 手数料

(手数料の納付方法)

第10条 開示請求手数料は、開示請求者又は開示を受ける者からの申し出に基づき、次の各号のいずれかの方法により受領するものとする。

(1) 担当窓口において現金により納める方法

(2) 本学が指定する銀行口座に振込む方法

(手数料の額)

第11条 開示請求手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報1件につき、300円とする。

(過誤納の手続)

第12条 正当な手続により納められた手数料については、手数料相当額を超過して納められた場合を除き、返還しない。開示請求を受理した後に請求を取り下げた場合についても、同様とする。

2 返還手続は、本学が定める方法によるものとする。

#### 第4章 訂正

(訂正請求の手続)

第13条 本学に対し、法第27条の規定により保有個人情報の訂正を請求する者(以下「訂正請求者」という。)は、別紙第10号様式の「保有個人情報訂正請求書」(以下「訂正請求書」という。)により請求するものとする。

(本人確認)

2 訂正請求者に係る本人確認については、第2条第2項の規定を準用する。

(訂正請求書の補正)

3 訂正請求書に係る補正については、第2条第3項の規定を準用する。

(訂正請求に対する措置)

第14条 本学は、法第30条第1項の規定により訂正請求に係る保有個人情報を訂正するときは、別紙第11—1号様式により当該訂正請求者に通知するものとする。

2 本学は、法第30条第2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報を訂正しないときは、別紙第11—2号様式により当該訂正請求者に通知するものとする。

(訂正・不訂正の決定の期限)

第15条 本学は、事務処理上の困難その他の理由のため、法第31条第2項の規定により訂正・不訂正の決定の期限を延長するときは、別紙第12号様式により当該訂正請求者に通知するものとする。

2 本学は、訂正・不訂正の決定に特に長期間を要するため、法第32条の規定により訂正・不訂正の決定の期限を延長するときは、別紙第13号様式により当該訂正請求者に通知するものとする。

(他の独立行政法人等への事案の移送)

第16条 本学は、法第33条第1項の規定により他の独立行政法人等に事案を移送するときは、別紙第14—1号様式により他の独立行政法人等に、別紙第14—2号様式により当該訂

正請求者に通知するものとする。

(行政機関の長への事案の移送)

第17条 本学は、法第34条第1項の規定により行政機関の長に事案を移送するときは、別紙第15—1号様式により行政機関の長に、別紙第15—2号様式により当該訂正請求者に通知するものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第18条 本学は、法第35条の規定により保有個人情報を訂正したときは、別紙第16号様式により当該保有個人情報の提供先に通知するものとする。

## 第5章 利用停止

(利用停止請求の手続)

第19条 本学に対し、法第36条の規定により保有個人情報の利用停止を請求する者(以下「利用停止請求者」という。)は、別紙第17号様式の「保有個人情報利用停止請求書」(以下「利用停止請求書」という。)により請求するものとする。

(本人確認)

2 利用停止請求者に係る本人確認については、第2条第2項の規定を準用する。

(利用停止請求書の補正)

3 利用停止請求書に係る補正については、第2条第3項の規定を準用する。

(利用停止請求に対する指置)

第20条 本学は、法第39条第1項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止するときは、別紙第18—1号様式により当該利用停止請求者に通知するものとする。

2 本学は、法第39条第2項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しないときは、別紙第18—2号様式により当該利用停止請求者に通知するものとする。

(利用停止・利用不停止の決定の期限)

第21条 本学は、事務処理上の困難その他の理由のため、法第40条第2項の規定により利用停止・利用不停止の決定の期限を延長するときは、別紙第19号様式により当該利用停止請求者に通知するものとする。

2 本学は、利用停止・利用不停止の決定に特に長期間を要するため、法第41条の規定により利用停止・利用不停止の決定の期限を延長するときは、別紙第20号様式により当該利用停止請求者に通知するものとする。

## 第6章 不服申立て

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び決定等)

第22条 本学は、法第42条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、法第43条各号に掲げる者に対し、別紙第21号様式により通知するものとする。

2 本学は、異議申立てに対する決定をしたときは、法第43条各号に掲げる者に対し、別紙第22号様式により通知するものとする。

#### 第7章 審査基準等

第23条 行政手続法(平成5年法律第88号)第5条の規定に基づき、保有個人情報に係る開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求(以下「開示等の請求」という。)に対する開示又は不開示・訂正又は不訂正若しくは利用停止又は利用不停止(以下「開示等の決定」という。)の判断をするための審査基準については、別に定める。

#### 第8章 移送された事案

第24条 他の独立行政法人等又は行政機関の長から移送された事案に係る開示等の決定及び開示、訂正若しくは利用停止等の実施については、本規程に準じて行うものとする。

#### 第9章 雑則

第25条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報に係る開示請求等に関する取扱いに関し必要な事項は、本学が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成24年7月9日から施行する。